

4. 補助金関係規程等の改正について

令和2年度～令和3年5月に改正した補助金関係規程等は以下のとおり。

1. 押印関係の改正

○概要：申請者等の押印の省略が可能となるよう、様式中の「印」の記載を削除した。

○改正規程等名：

- ・全取扱要領
- ・全繰入基準

○改正時期：令和3年3月、4月、5月

2. 理事長代理の職務変更関係の改正

○概要：理事長代理の職務の見直しにより鉄道助成部に係る職務が除外されたため、繰入れ事務を行う主体を理事長代理から理事長とした。

○改正規程等名：

- ・全繰入基準
- ・補助事業等により取得した財産の財産処分の承認基準

○改正時期：令和3年4月、5月

3. 幹線鉄道等活性化事業費補助取扱要領の改正

○概要：補助対象者を拡大したこと及び法律改正により「地域公共交通計画」等の文言が変更になったため改正した。

○改正規程等名：幹線鉄道等活性化事業費補助取扱要領

○改正年月日：令和3年3月25日

4. 都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準の改正

○概要：令和3年度予算に合わせて分割交付の分割率を改正した。

○改正規程等名：都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準

○改正年月日：令和3年3月25日

5. 整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金繰入基準の改正

○概要：国土交通省において、当該補助金を単年度予算分と国庫債務負担行為分に区分したことにより必要な箇所を改正した。

○改正規程等名：整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金繰入基準

○改正年月日：令和3年3月29日

補助金関係規程等の改正について（新旧対照表）

1. 押印関係の改正（例）

改正後	従前
<p style="text-align: center;">整備新幹線整備事業費補助取扱要領</p> <p>(第1号様式)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 理事長代理 殿</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 副理事長 <u> </u></p> <p style="text-align: center;">年度整備新幹線整備事業費補助繰入申請書</p> <p>年度整備新幹線整備事業費補助の繰入を申請したいので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線整備事業費補助繰入基準（平成15年10月1日機構規程第110号）第5条第1項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。 (以下省略)</p>	<p style="text-align: center;">整備新幹線整備事業費補助繰入基準</p> <p>(第1号様式)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 理事長代理 殿</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 副理事長 <u>印</u></p> <p style="text-align: center;">年度整備新幹線整備事業費補助繰入申請書</p> <p>年度整備新幹線整備事業費補助の繰入を申請したいので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線整備事業費補助繰入基準（平成15年10月1日機構規程第110号）第5条第1項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。 (以下省略)</p>

2. 理事長代理の職務変更関係の改正（例）

改正後	従前
<p style="text-align: center;">整備新幹線整備事業費補助繰入基準</p> <p>(申請手続)</p> <p>第5条 機構の鉄道建設業務を掌理する副理事長（以下「副理事長」という。）は、建設勘定への補助金の繰り入れを受けようとするときは、第1号様式による申請書を<u>理事長</u>に提出するものとする。</p> <p>2 副理事長は、補助金繰入決定額の変更を受けようとするときは、第2号様式による変更申請書を<u>理事長</u>に提出するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">整備新幹線整備事業費補助繰入基準</p> <p>(申請手続)</p> <p>第5条 機構の鉄道建設業務を掌理する副理事長（以下「副理事長」という。）は、建設勘定への補助金の繰り入れを受けようとするときは、第1号様式による申請書を、<u>機構の鉄道助成業務等を総括掌理する理事長代理</u>（以下「理事長代理」という。）に提出するものとする。</p> <p>2 副理事長は、補助金繰入決定額の変更を受けようとするときは、第2号様式による変更申請書を<u>理事長代理</u>に提出するものとする。</p>

3. 幹線鉄道等活性化事業費事業費補助取扱要領の改正（例）

改正後	従前
幹線鉄道等活性化事業費補助取扱要領	幹線鉄道等活性化事業費補助取扱要
<p>(目的)</p> <p>第2条 この取扱要領は、地域の活性化、通勤・通学混雑の緩和、モーダルシフトの推進等を図ることを目的とした、別表1に掲げる幹線鉄道等活性化事業（以下「補助事業」という。）を適切に実施するため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）から補助対象者（地方公共団体の出資に係る法人であらかじめ補助の対象として選定された鉄道施設の整備・保有を業務とするもの、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第6条に規定する協議会（<u>地域公共交通計画事業</u>を行うものに限る。以下「法定協議会」という。）又は<u>鉄軌道事業者</u>）であって、施設の整備を行うものをいう。以下同じ。）に対して交付する補助金について、補助の対象、補助金に係る申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 この取扱要領は、地域の活性化、通勤・通学混雑の緩和、モーダルシフトの推進等を図ることを目的とした、別表1に掲げる幹線鉄道等活性化事業（以下「補助事業」という。）を適切に実施するため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）から補助対象者（地方公共団体の出資に係る法人であらかじめ補助の対象として選定された鉄道施設の整備・保有を業務とするもの、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第6条に規定する協議会（<u>形成計画事業</u>を行うものに限る。以下「法定協議会」という。）又は<u>第三種鉄道事業者である地方公共団体</u>）であって、施設の整備を行うものをいう。以下同じ。）に対して交付する補助金について、補助の対象、補助金に係る申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。</p>

4. 都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準の改正

改正後	従前																																																																																																																																
都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準	都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準																																																																																																																																
別表	別表																																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象事業</th> <th rowspan="2">事業年度</th> <th rowspan="2">分割年数</th> <th colspan="6">率</th> </tr> <tr> <th>補助第1年度</th> <th>補助第2年度</th> <th>補助第3年度</th> <th>補助第4年度</th> <th>補助第5年度</th> <th>補助第6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">都市鉄道等利便増進法の規程により平成29年3月13日付けで速達性向上計画の変更が認定された神奈川東部方面線事業(平成29年度から令和4年度(同年度の繰越し事業を含む。)までの事業に限る。)</td> <td>平成29年度</td> <td>6年</td> <td>608.3888 /2700</td> <td>58.12224 /2700</td> <td>58.12224 /2700</td> <td>58.12224 /2700</td> <td>58.12224 /2700</td> <td>58.12224 /2700</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>6年</td> <td>812.4744 /2700</td> <td>17.50512 /2700</td> <td>17.50512 /2700</td> <td>17.50512 /2700</td> <td>17.50512 /2700</td> <td>17.50512 /2700</td> </tr> <tr> <td>令和1年度</td> <td>5年</td> <td>704.6226 /2700</td> <td>48.84435 /2700</td> <td>48.84435 /2700</td> <td>48.84435 /2700</td> <td>48.84435 /2700</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4年</td> <td>797.8869 /2700</td> <td>34.03770 /2700</td> <td>34.03770 /2700</td> <td>34.03770 /2700</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>3年</td> <td>746.6679 /2700</td> <td>76.66605 /2700</td> <td>76.66605 /2700</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2年</td> <td>738.3315 /2700</td> <td>161.6685 /2700</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	事業年度	分割年数	率						補助第1年度	補助第2年度	補助第3年度	補助第4年度	補助第5年度	補助第6年度	都市鉄道等利便増進法の規程により平成29年3月13日付けで速達性向上計画の変更が認定された神奈川東部方面線事業(平成29年度から令和4年度(同年度の繰越し事業を含む。)までの事業に限る。)	平成29年度	6年	608.3888 /2700	58.12224 /2700	58.12224 /2700	58.12224 /2700	58.12224 /2700	58.12224 /2700	平成30年度	6年	812.4744 /2700	17.50512 /2700	17.50512 /2700	17.50512 /2700	17.50512 /2700	17.50512 /2700	令和1年度	5年	704.6226 /2700	48.84435 /2700	48.84435 /2700	48.84435 /2700	48.84435 /2700		令和2年度	4年	797.8869 /2700	34.03770 /2700	34.03770 /2700	34.03770 /2700			令和3年度	3年	746.6679 /2700	76.66605 /2700	76.66605 /2700				令和4年度	2年	738.3315 /2700	161.6685 /2700					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象事業</th> <th rowspan="2">事業年度</th> <th rowspan="2">分割年数</th> <th colspan="6">率</th> </tr> <tr> <th>補助第1年度</th> <th>補助第2年度</th> <th>補助第3年度</th> <th>補助第4年度</th> <th>補助第5年度</th> <th>補助第6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">都市鉄道等利便増進法の規程により平成29年3月13日付けで速達性向上計画の変更が認定された神奈川東部方面線事業(平成29年度から令和4年度(同年度の繰越し事業を含む。)までの事業に限る。)</td> <td>平成29年度</td> <td>6年</td> <td>608.3888 /2700</td> <td>58.12224 /2700</td> <td>58.12224 /2700</td> <td>58.12224 /2700</td> <td>58.12224 /2700</td> <td>58.12224 /2700</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>6年</td> <td>812.4744 /2700</td> <td>17.50512 /2700</td> <td>17.50512 /2700</td> <td>17.50512 /2700</td> <td>17.50512 /2700</td> <td>17.50512 /2700</td> </tr> <tr> <td>令和1年度</td> <td>5年</td> <td>704.6226 /2700</td> <td>48.84435 /2700</td> <td>48.84435 /2700</td> <td>48.84435 /2700</td> <td>48.84435 /2700</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4年</td> <td>797.8869 /2700</td> <td>34.03770 /2700</td> <td>34.03770 /2700</td> <td>34.03770 /2700</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>3年</td> <td>726.7811 /2700</td> <td>86.63445 /2700</td> <td>86.63445 /2700</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2年</td> <td>703.4382 /2700</td> <td>186.56180 /2700</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	事業年度	分割年数	率						補助第1年度	補助第2年度	補助第3年度	補助第4年度	補助第5年度	補助第6年度	都市鉄道等利便増進法の規程により平成29年3月13日付けで速達性向上計画の変更が認定された神奈川東部方面線事業(平成29年度から令和4年度(同年度の繰越し事業を含む。)までの事業に限る。)	平成29年度	6年	608.3888 /2700	58.12224 /2700	58.12224 /2700	58.12224 /2700	58.12224 /2700	58.12224 /2700	平成30年度	6年	812.4744 /2700	17.50512 /2700	17.50512 /2700	17.50512 /2700	17.50512 /2700	17.50512 /2700	令和1年度	5年	704.6226 /2700	48.84435 /2700	48.84435 /2700	48.84435 /2700	48.84435 /2700		令和2年度	4年	797.8869 /2700	34.03770 /2700	34.03770 /2700	34.03770 /2700			令和3年度	3年	726.7811 /2700	86.63445 /2700	86.63445 /2700				令和4年度	2年	703.4382 /2700	186.56180 /2700				
対象事業				事業年度	分割年数	率																																																																																																																											
	補助第1年度	補助第2年度	補助第3年度			補助第4年度	補助第5年度	補助第6年度																																																																																																																									
都市鉄道等利便増進法の規程により平成29年3月13日付けで速達性向上計画の変更が認定された神奈川東部方面線事業(平成29年度から令和4年度(同年度の繰越し事業を含む。)までの事業に限る。)	平成29年度	6年	608.3888 /2700	58.12224 /2700	58.12224 /2700	58.12224 /2700	58.12224 /2700	58.12224 /2700																																																																																																																									
	平成30年度	6年	812.4744 /2700	17.50512 /2700	17.50512 /2700	17.50512 /2700	17.50512 /2700	17.50512 /2700																																																																																																																									
	令和1年度	5年	704.6226 /2700	48.84435 /2700	48.84435 /2700	48.84435 /2700	48.84435 /2700																																																																																																																										
	令和2年度	4年	797.8869 /2700	34.03770 /2700	34.03770 /2700	34.03770 /2700																																																																																																																											
	令和3年度	3年	746.6679 /2700	76.66605 /2700	76.66605 /2700																																																																																																																												
	令和4年度	2年	738.3315 /2700	161.6685 /2700																																																																																																																													
対象事業	事業年度	分割年数	率																																																																																																																														
			補助第1年度	補助第2年度	補助第3年度	補助第4年度	補助第5年度	補助第6年度																																																																																																																									
都市鉄道等利便増進法の規程により平成29年3月13日付けで速達性向上計画の変更が認定された神奈川東部方面線事業(平成29年度から令和4年度(同年度の繰越し事業を含む。)までの事業に限る。)	平成29年度	6年	608.3888 /2700	58.12224 /2700	58.12224 /2700	58.12224 /2700	58.12224 /2700	58.12224 /2700																																																																																																																									
	平成30年度	6年	812.4744 /2700	17.50512 /2700	17.50512 /2700	17.50512 /2700	17.50512 /2700	17.50512 /2700																																																																																																																									
	令和1年度	5年	704.6226 /2700	48.84435 /2700	48.84435 /2700	48.84435 /2700	48.84435 /2700																																																																																																																										
	令和2年度	4年	797.8869 /2700	34.03770 /2700	34.03770 /2700	34.03770 /2700																																																																																																																											
	令和3年度	3年	726.7811 /2700	86.63445 /2700	86.63445 /2700																																																																																																																												
	令和4年度	2年	703.4382 /2700	186.56180 /2700																																																																																																																													

5. 整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金繰入基準の改正（例）

改正後	従前
整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金繰入基準	整備新幹線建設推進高度化等事業費補助繰入基準
(第3号様式)	(第3号様式)
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 理事長代理 殿	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 理事長代理 殿
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 副理事長	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 副理事長
年度整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金 <u>(単年度予算分・国庫債務負担行為分)</u> 繰入申請書	年度整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金 繰入申請書
<p>整備新幹線の建設推進高度化等事業に係る整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金の繰入を受けたいので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金繰入基準第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助事業の目的及び内容</p> <p>2 補助金繰り入れ対象事業経費の配分、使用方法及び事業の計画 年 月 日付け 第 号をもって承認を受けた 年度 整備新幹線建設推進高度化等事業実施計画に記載のとおり。</p> <p>3 繰り入れを受けようとする補助金の額 円</p> <p>4 添付書類 年度整備新幹線建設推進高度化等事業実施計画</p> <p><u>(注) 国庫債務負担行為に係る申請の場合は、「3 繰り入れを受けようとする補助金の額」について、年度別の内訳を記載すること。</u></p>	<p>整備新幹線の建設推進高度化等事業に係る整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金の繰入を受けたいので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金繰入基準第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助事業の目的及び内容</p> <p>2 補助金繰り入れ対象事業経費の配分、使用方法及び事業の計画 年 月 日付け 第 号をもって承認を受けた 年度 整備新幹線建設推進高度化等事業実施計画に記載のとおり。</p> <p>3 繰り入れを受けようとする補助金の額 円</p> <p>4 添付書類 年度整備新幹線建設推進高度化等事業実施計画</p>